

2025年1月10日

発行：完全護憲の会

〒140-0015 東京都品川区西大井 4-21-10-312

電話・FAX：03-3772-5095

Eメール：kanzengoken@gmail.com

ホームページ：<https://kanzengoken.com/>

目次

第124回 例会・勉強会の報告	P.1
別紙1 事務局報告	P.2
別紙2 政治の現況について	P.6
第130回 運営委員会の報告	P.12
第11回総会 議案	P.12

第124回 例会・勉強会の報告

12月28日、都内・三田いきいきプラザで、第124回例会・勉強会を開催した。(参加者5名)

例会では、福田共同代表が来信やブログ投稿などの事務局報告を行なった[<別紙1>](#)。この中で福田共同代表より、『侵略』上映委員会・森正孝氏が2024年度ノーベル平和賞候補にノミネートされたことの紹介と来信の「上映委ニュース」を引用して以下のような意見が出された。

- ・被団協のノーベル平和賞受賞については中国や韓国から批判的な意見が上がっていることに留意する必要がある。
- ・被団協のノーベル平和賞受賞についてアジア諸国は冷淡な見方をしている。
- ・中国や韓国は侵略戦争をした国の被爆者がノーベル平和賞を受賞したことが信じられない。
- ・近年の8・6広島、および8・9長崎で読み上げられる「平和宣言」には、アジアへの侵略戦争、植民地支配に思いを致す言葉はまったくない。

これに対して鹿島委員より、「被団協と日本政府を混同して批判することは論外である。被団協の苦難と活動の歴史を正しく評価してほしい」との反論が出された。

政治の現況[<別紙2>](#)では、柳澤委員が「韓国尹(ユン)大統領が非常戒厳を宣言するも解除、野党は大統領の弾劾準備へ」、「島根原発2号機が再稼働」、「年収の壁引き上げ問題とガソリン暫定税率廃止で自・公・国3党合意」、「福岡高裁、同性婚認めないのは憲法13条違反 法整備強く迫る」、「性的暴行事件で在日米兵に懲役5年判決」、「政党支持率、国民が野党第1位11%、立憲9%、自民は24%」、「米兵の強盗致傷事件、被害者の上告棄却」、「政治改革関連3法案衆議院可決」、「横田基地でのPFAS流出問題で、防衛省・環境省・関係自治体が基地内調査」などについて報告した。

この中で、柳澤委員は「尹大統領の非常戒厳宣言」について、「権力の暴走をとめた民主主義の底力を評価したい」と論評する朝日と、「韓国の混乱の長期化は、北朝鮮を利するだけだ。つけ入る隙を与えないよう、事態の早期収拾を期待する」と論評する読売の違いを指摘し、その上で、自民党改憲案の「緊急事態条項」の危険性が日本国民に何をもたらすかを指摘した。

勉強会では、「『103万円の壁』から178万円めざす3党(自・公・国)合意と国民生活」をテーマ

に議論し以下のような意見が出された。

- ・国民生活基礎調査のデータ（2024/7/5）によると、生活の苦しい世帯は前年比 8.3%の増加となり 59.6%に上っている。
- ・年収の壁は時代遅れの専業主婦基軸の制度から脱皮すべき。
- ・男性中心の税制を変えるべき。
- ・下請け企業を収奪する大企業優先の構造からの根本的転換が必要だ。
- ・壁の妥協点を探るやり取りより、壁の全面撤廃からの議論を。

<別紙 1 >

事務局報告

1) 来信

『侵略』上映委員会・森正孝を 2024 年度ノーベル平和賞候補にノミネート

(2024 年ノーベル平和賞推薦文要旨)

森正孝氏は、1980 年映画『侵略』を制作して以来、40 年以上にわたり日本のアジア侵略戦争と植民地支配の事実を明らかにする市民運動を行い、東アジアの平和と人権擁護に多大な貢献をしてきた。さまざまな困難を乗り越え、日本国内の戦争加害者からの聴き取りのみならず、北朝鮮・韓国・台湾・中国各地を訪れ、日本帝国主義の侵略の傷跡を調査・研究し、それらを次世代に伝え明らかにする活動を行ってきた。森氏は次のように語っている。『悲劇を繰り返さない為には、私たちの親が何をしたか、日本がアジア人民にいかなる惨事をもたらしたかを、隠すことなく明らかにし、次の世代に伝えなくてはならない。それが私たち次世代の歴史的責務だ』と。

とりわけ、日本軍 731 部隊の戦争犯罪では、かの有名な森村誠一氏（『悪魔の飽食』著者）も見逃した細菌戦被害の実態を調査し、被害者たちの悲しみや怒りの前に立ち、彼らの心に寄り添い続けてきた。森氏は、日本軍 731 部隊の細菌戦の事実を調査した世界で初めての人物であり、世間に知らしめたのは、森正孝とそのグループ「映画『侵略』上映委員会」であった。そして、このグループが中心となって「日本軍の細菌戦の歴史事実を明らかにする会」が結成され、細菌戦被害者たちの人間の尊厳回復の裁判（731 部隊細菌戦裁判）を実現させた。

森正孝氏は平均的な日本人でありながら、揺るぎない正義感を持った平和主義者である。彼の人生の時間は、旧日本軍の蛮行を暴き、人権を守り、日本の極右勢力と闘うことに費やされ、それは日本人歴史認識の熟考を促し、アジア人民への真摯な謝罪をもたらすことを目的とした。そのような森氏とそのグループ「映画『侵略』上映委員会」の基本的信条は、戦争被害者の人権擁護であり、ひいては日本人民を援護することでもあった。森氏は今日でも、日本国内の市民運動や中国の大学機関にて定期的に講演を続けている。その活動内容は、十分にノーベル平和賞に値するものである。

(「上映委ニュース」2024 年 12 月 8 日号より)

森氏を「ノーベル平和賞」に推薦したのはアジアの国々の国際法学者・歴史学者・国際政治学者たち 10 数名の連名。その内の一人（国際政治学者）から、英文の長い「推薦状」が届いた。上記はその要旨。

2) ブログ投稿3件

① 核戦争による自滅を憂う——時事短歌1首 曲木 草文 (まがき そうぶん)

・人類が地球とともに滅すとも 自滅するなよ核戦争で

② [韓国大統領の「非常戒厳」宣布に学ぶ「緊急事態条項」に関わる自民党改憲案の危険性](#)

柳澤 修

12月3日夜、韓国の尹錫悦(ユン・ソンニョル)大統領が、突然「非常戒厳」を宣布。軍隊が国会議事堂周辺に出動するという事態が発生し、実際に議事堂周辺で非常戒厳に反対する人たちとの小競り合いも起き、騒然となった。国会はすぐに非常戒厳の解除要求を行い賛成多数で議決。宣布から6時間後に大統領が解除を表明し、大事には至らなかったが、民主主義の危機が現出したのである。

韓国憲法第77条は次の通り大統領の権限として非常戒厳を定めている。

1. 大統領は、戦時・事変又はこれに準ずる国家非常事態において、兵力を以つて軍事上の必要に応じ、又は公共の安寧秩序を維持する必要があるときは、法律の定めるところに依り、戒厳を宣布することができる。
2. 戒厳は、非常戒厳及び警備戒厳とする。
3. 非常戒厳が宣布されたときは、法律が定めるところに依り令状制度、言論・出版・集会・結社の自由、政府又は裁判所の権限に関して、特別の措置を取ることができる。
4. 戒厳を宣布したときは、大統領は、遅滞なく国会に通告しなければならない。
5. 国会が在籍議員過半数の賛成に依り戒厳の解除を要求したときは、大統領は、これを解除しなければならない。

尹大統領は非常戒厳宣布の理由として、

「北朝鮮の脅威や『反国家勢力』から韓国を守り、自由な憲法秩序を守るため」

だと説明したが、本当の理由は、外部からの脅威ではなく、本人が政治的に追い詰められているからだというのが、間もなくはっきりした。今年4月の総選挙で与党「国民の力」は野党勢力に大敗北し、国会で法案も通すことができずレームダック状態となっていた。「戦時事変又はこれに準ずる国家非常事態」では全くなかったのである。恐ろしいのは、政敵などの主だった政治家の逮捕を目論んでいたこと。これから大統領には厳しい処罰が下されることは間違いない。憲法77条第5項の「国会の過半数の賛成で解除できる」が働き、事なきを得たのであるが、与党が多数で解除できなかったケースを考えると空恐ろしい事態となっていたのではないか。

さて、日本においても改憲論議が進行しており、国民の過半数が改憲を是認している状況も世論調査結果で報道されている。自民党の改憲案には「緊急事態条項」の新設も含まれ、9条改憲より国民が受入れ易いだろうとの思惑も聞かれる。

自民党の緊急事態条項案は次の通りである。

第73条の2

大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

(※内閣の事務を定める第73条の次に追加)

第 64 条の 2

大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の三分の二以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

ここで問題なのは「大地震その他の異常かつ大規模な災害」の定義である。自民党は東日本大震災のような自然災害を想定していると言うが、それが極めて危険な論理であることは、韓国の今回の非常戒厳でも証明されている。権力者は「災害」をより広くとらえて、自分に都合のいいように解釈する可能性があるのだ。

東日本大震災はあれだけの大災害であったが、緊急事態条項が必要な場面があったとは言えないし、日本全国に被害があったわけではない。議員任期については、元々参議院の緊急集会が現憲法に定められている。こうしてみると、いわゆる立法事実がないのである。にもかかわらず、非常事態が発令され、内閣が勝手に政令を制定して、言論を封殺することも十分に考えられる。内閣の独走が始まるのである。コロナ禍においても議論されたが、首相が勝手に臨時休校を決めてしまうような我が国の現状では、絶対に憲法にうたうべき条項でないことを、韓国の事例で学ぶべきだ。

(2024 年 12 月 10 日)

③ 元刑事裁判官、木谷明氏の死を悼む

柳澤 修

元刑事裁判官で、弁護士の木谷明氏が 11 月 21 日、86 歳で亡くなられたとの報道がありました。裁判官現役時代に 30 件以上の無罪判決を出し、上級審でも逆転有罪がなかったという極めて稀有な存在であり、尊敬すべき方でありました。

木谷さんの著作や講演を読み聞きした中で、彼の事件審理に対する対応が何故他の裁判官は取れないのかと思ってしまいます。

裁判官も検事も司法官僚と化してしまった現在の法曹界。そんな中であって、30 件以上の刑事裁判で無罪判決を出した稀有な裁判官である木谷明氏。父親が数々の有名囲碁棋士を育てた木谷實氏で、学校も東大法学部。「無罪を見抜く 裁判官・木谷明の生き方」という、彼の長時間インタビューをまとめた著作の中に名前が出てくる先輩・同僚・後輩裁判官の肩書が最高裁長官や最高裁判事、高裁長官など錚々たる方達と仕事をしてこられ、その実績から言っても、高裁長官や最高裁判事になってもおかしくない方だと思えるのですが、司法官僚にとっては、検事に逆らって無罪判決を数々出したことで、最高裁事務総局から恨まれたのでしょうか、水戸地裁所長が最高ポスト。彼のような無罪を見抜く力のある裁判官が、出世できなかったことが残念です。本人は特に出世云々は語っていません。現場一筋の人生が好きであったことも事実なのでしょう。

それにしても、なぜ木谷裁判官のような勇気ある裁判官が少ないのか。否認事件にあっては徹底的に裁判官自らが調査もし、証人尋問も行い、真実を確かめることは当然なのですが、それをやらないのが今の裁判所。ただ、数をこなせ、事件をためるまでは、裁判所の本来の役目を果たせないことはわかっているのでしょうか、どうせ一審で無罪にしても高裁、最高裁ではひっくり返されるのが常態となってしまった中では、やる気が起きないのか。木谷明さんのような貴重な裁判官がいてこそ、冤罪者にとっては裁判所が最後のよりどころとなるはずが、官僚裁判官では、その希望は風前の灯火としか言いようがありません。第二、第三の木谷裁判官の出現が待たれます。

(2024 年 12 月 1 日)

3) 集会の案内

◇2024 年高麗博物館企画展：

「強制連行」「強制労働」の否定に抗う～各地の追悼・継承の場をたずねて～

会期：2024 年 7 月 4 日（木）～2025 年 1 月 26 日（日）

場所：高麗博物館 新宿区大久保 1-12-1 第二韓国広場ビル 7 階（1 階ファミリーマート）

地下鉄「東新宿駅」A1 出口 歩 4 分 西武新宿線「新宿駅」歩 7 分 →[来観案内](#)

開館時間：12:00～17:00（最終入館 16:30）

休館日：月曜・火曜 入館料： 一般 500 円

高校生・大学生・30 歳未満・障がい者と同伴者 200 円 中学生以下 無料

◇「戦争をさせない 1000 人委員会・静岡」設立 10 周年記念講演会

テーマ（仮）日本は米国一辺倒でいいのか

講師：鳩山由紀夫（東アジア共同体研究所理事長・元内閣総理大臣）

月日：2025 年 1 月 18 日（土）13：30～

場所：静岡労働会館 3F 会議室 静岡市駿河区南町 11-22 →[交通案内](#)

主催：戦争をさせない 1000 人委員会・静岡（連絡先：054-282-4121 渡辺）

◇「第 53 回思想と信教の自由を守る静岡市民集会」

——「戦争する国」をめざす「安保 3 文書」の危険性～総選挙で改憲勢力が議席を減らしても進む実質改憲！

講師：清水雅彦（日本体育大学教授、憲法学者、九条の会世話人）

月日：2025 年 2 月 11 日（休・火）13：30～15：30

場所：静岡産業経済会館 第一会議室 参加無料 →[会場案内](#)

主催：静岡靖国問題連絡協議会（連絡先：090-8679-5305 前田茂巳）

※編集よりご参考：11 3 清水雅彦さん講演 2024/11/04

<https://www.youtube.com/watch?v=H4DOj6IZtBY>

◇新しい戦前にさせない連続シンポジウム第 14 回（共同テーブル）

武器で平和は創れない 日本製武器はウクライナやガザにも！

日時：2 月 21 日（金）午後 6 時 15 分～9 時

場所：文京区民センター 3A 会議室 東京都文京区本郷 4-15-14 →[会場案内](#)

講師：瀬瀬厚、望月衣塑子、小野塚知二 主催者あいさつ：佐高信

主催：共同テーブル 資料代 1000 円 参加申込 E メール：e43k12y@yahoo.co.jp

連絡先：藤田高景 090-8808-5000 / 石河康国 090-6044-5729

*多くの参加者が見込まれます。定員(300名)になり次第、申し込みを締め切りますので、恐縮ですが至急、上記メールアドレスに出席申込（氏名、電話番号）をお願いいたします。

◇令和 6 年度 非核・平和学習会 西東京市

ノーモア 広島・長崎 ～核兵器のない世界をどう実現するか～

講師：日本原水爆禁止協議会 田中熙己代表委員

月日：2025 年 2 月 22 日（土）14：00 開演 （13：30 開場）

場所：文華女子高等学校 講堂 2 階（西東京市西原町 4-5-85） →[交通案内](#)

問い合わせ：西東京市協同コミュニティー課 042-420-2821

主催：非核・平和をすすめる西東京市民の会

4) 当面の日程

第 11 回総会・第 125 回例会・第 131 回運営委員会

1 月 25 日(土)13:00～ 神明いきいきプラザ集会室 C

第 126 回例会・第 132 回運営委員会 2 月 22 日(土)13:00～ 神明いきいきプラザ集会室 C

第 127 回例会・第 133 回運営委員会 3 月 22 日(土)13:00～ 神明いきいきプラザ集会室 C

<別紙 2> [政治の現況について](#)

(1) 主なニュース一覧 (2024/11/21-24/12/20)

- * イスラエル首相に戦争犯罪の疑いで国際刑事裁判所 (ICC) が逮捕状発行 (11/21)
- * イスラエルとイスラム武装組織ヒズボラ間で停戦合意が発効 (11/26)
- * 紙の健康保険証の発行停止、完全移行までの猶予期間 1 年 (12/2)
- * 兵庫、斎藤知事と PR 会社女性社長を公選法違反で刑事告発 (12/3)
- * 韓国尹 (ユン) 大統領が非常戒厳を宣言するも解除、野党は大統領の弾劾準備へ (12/4)
- * 唯一県庁所在地にある島根原発 2 号機が再稼働(12/7)
- * シリアのアサド政権崩壊、過激派組織もあり、今後の統治形態には多くの課題 (12/8)
- * 「年収の壁」引き上げ問題とガソリン暫定税率廃止で自民・公明・国民 3 党合意 (12/11)
- * 25 年以降のエネルギー基本計画、原発の“削減”から“最大限の活用”へ方向転換 (12/11)
- * 福岡高裁、同性婚認めないのは憲法 13 条違反 法整備強く迫る (12/13)
- * 那覇地裁、少女に対する性的暴行事件で在日米兵の男に懲役 5 年判決 (12/13)
- * 韓国尹大統領の弾劾可決、職務停止で首相が代行 (12/14)
- * 政党支持率、国民民主党が野党第 1 位 11%、立憲 9%、自民は 24% (12/15)
- * 米兵の強盗致傷事件、被害者への賠償確定金額に対する満額補償請求は上告棄却 (12/16)
- * 政治改革関連 3 法案衆議院可決、政策活動費全廃、企業・団体献金禁止は見送り (12/17)
- * ホンダと日産の統合報道、ホンダは「報道内容を含め検討中」との回答 (12/18)
- * 横田基地での PFAS 流出問題で、防衛省・環境省・関係自治体が基地内調査 (12/20)

(2) 新聞社説、ニュース記事 (議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載)

① 朝日新聞 2024 年 12 月 5 日 社説

韓国「非常戒厳」 民主主義 破壊する愚挙

大統領が「政治の停滞」を口実に戒厳令を宣言する。およそ民主国家であってはならない事態が韓国で起きた。約 6 時間後には解除に追い込まれたとはいえ、尹錫悦 (ユンソンニョル) 大統領は民主主義を危機に陥れた責任を認識し、自らの進退を含め国民の審判に真摯 (しんし) に向き合わねばならない。

尹氏は「非常戒厳」を宣布した談話の中で、国会で野党が政府高官らへの弾劾（だんがい）訴追を進め、「行政府をまひさせている」と主張。「自由な憲政秩序を守るためだ」と正当性を強調した。韓国憲法は「戦時などの国家非常事態」には大統領が戒厳を宣布できると定める。だが、そうした状況ではないのは明白だ。戒厳司令部は、集会やデモなど一切の政治活動を禁じ、すべてのメディアが統制を受けるとする布告を出した。国民の権利に大きな制約を加える措置のどこが「自由な憲政秩序を守る」行動なのかも理解に苦しむ。異論を強権で封じ、権力にしがみついたための暴走にほかなるまい。直接選挙で選ばれ、22年5月に大統領に就いて以来、米国や日本との関係強化などに力を入れてきた尹氏だが、内政では目に見える成果に乏しく、支持率の低迷に苦しんできた。国民との意思疎通に欠く姿勢が「独善的」と批判され、今年4月の総選挙で与党が大敗。政策遂行がままならない窮状が一層深まっていた。だが、どれほど困難が伴おうとも、熟議と対話で粘り強く合意形成を尽くすことこそが民主主義の根幹だ。韓国は長く軍事独裁政権が続き、戒厳令は民主化を求める国民を力で抑えつけた。そうした苦難と国民の粘り強い闘争を経て1987年、民主化を勝ち取った歴史がある。その後、民主的選挙による政権交代を繰り返し、成熟した民主主義国家となった。深刻な社会の分断など様々な課題を抱えるが、その打開や改善に向けた動きもまた、民主的な手続きにのっとなって進められるべきものだ。尹氏の求心力は大きく損なわれ、野党は尹氏の弾劾訴追案を国会に提出した。韓国政治の混乱は続くと思われる。尹氏のふるまいは、北朝鮮との緊張が続く朝鮮半島情勢にも悪影響を及ぼしかねない愚挙だったともいえよう。

今回注目されたのは、戒厳軍が迫る中、与野党議員らが駆けつけ、非常戒厳の解除要求決議案を可決した国会の対応であり、それを支援した市民の存在だった。権力の暴走を止めた民主主義の底力を評価したい。

② 読売新聞 2024年12月5日 社説

韓国「戒厳令」 強権が招いた混乱を憂慮する

韓国の尹錫悦大統領は国政の停滞を「戒厳令」という強権手法で打破しようとしたのだろうが、かえって自らを窮地に追い込む結果となった。韓国内政が大混乱に陥れば、日韓関係はじめ東アジアの安全保障環境に悪影響を及ぼすのは必至だ。事態を憂慮する。

(中略)

韓国政治の混迷が、日韓関係に与える影響を懸念する。尹氏は就任以降、一貫して対日関係の改善を推進してきた。懸案だった元徴用工（旧朝鮮半島出身労働者）訴訟問題を巡り、韓国政府傘下の財団が賠償金相当額を支払う解決策を示し、日韓関係を正常化させた。岸田前首相との間で、互いの国を定期的に訪問するシャトル外交も復活した。尹氏の決断は高く評価されなければならないが、韓国内では野党を中心に「日本に譲歩しすぎだ」との批判が根強い。尹氏の任期はあと2年半弱で、今回の騒動でさらに求心力を失えば、日本との協力や、日米韓による連携にも支障が及ぶ。北朝鮮は核・ミサイル開発を進め、ロシアに派兵してウクライナ侵略にも加担している。韓国の混乱の長期化は、北朝鮮を利するだけだ。つけいる隙を与えないよう、事態の早期収拾を期待する。

③ 山陰中央新報 2024年12月7日 論説

島根原発2号機きょう再稼働 安全最優先が大前提だ

「ついにやって来た」と喜ぶのか「とうとう来てしまった」と嘆くのか。山陰両県民の受け止めは分かれるだろう。中国電力島根原発2号機（松江市鹿島町片句）が7日に原子炉を起動し、再稼働する。2011年3月の東京電力福島第1原発事故を受け、12年1月の定期検査入り以降は停止状態が続いており、実に12年11カ月ぶりの稼働になる。過酷事故が起きた福島第1原発と同じ沸騰水型軽水炉では、10月29日に再稼働した女川原発2号機（宮城県）に続く動きで、電力の安定供給とコスト面から待望論が高まっていた地元経済界は歓迎している。

とはいえ、納得できないことが多い。そもそも政府は福島事故を踏まえ「脱・原発依存」を掲げてきた。ところが2年前、当時の岸田文雄首相が国民的な議論も経ないまま「原発回帰」にかじを切った。ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした資源価格の世界的な高騰なども理由に、新增設や建て替えを進める方針まで打ち出したが、独断専行が過ぎるだろう。自民党総裁選への立候補を表明した8月の記者会見で、原発依存度をゼロに近づける考えを示した石破茂首相も「安全を大前提とした原発の利活用、国内資源の探査・実用化、地熱など採算性のある再生可能エネルギーの最適なエネルギーミックスを実現する」と軌道修正した。エネルギー資源の乏しい日本の状況を見れば分からなくもないが、今も県外へ避難し、福島に帰れない被災者の気持ちを思うと、簡単には割り切れない。（以下略）

④ 読売新聞 2024年12月12日 ニュース記事

エネルギー基本計画、原発依存度「低減」を見直し、「最大限活用」明記

政府が3年ぶりに改定する「エネルギー基本計画」の概要がわかった。東日本大震災以降、原子力発電について「可能な限り依存度を低減する」としていた方針を見直し、「最大限活用する」と明記する。建て替えの条件も緩和する。電力需要増への対応に加え、脱炭素化と安定供給のために原発を活用する方針を明確にする。来週にも開かれる経済産業省の「総合資源エネルギー調査会」の分科会で基本計画の素案を示し、2025年3月までの閣議決定を目指す。（中略）

電力需要は、人工知能（AI）の普及などに伴うデータセンターや半導体工場の増加を見込み、最大2割増えると想定する。

原発については再稼働を加速させるほか、次世代革新炉への建て替え方針も盛り込む。廃炉を決めた場合、電力会社が保有する別の原発敷地内での建て替えを認める。現在は廃炉を決めた原発の敷地内に限っている。要件を緩和し、老朽化で廃炉が進んでも原発を一定割合に保つ。原発基数は震災前から増やさない方針。

原発を最大限活用する方針を打ち出すのは、再生エネの拡大だけでは安定供給と発電コストの低減は難しく、産業競争力の低下を招くからだ。ロシアのウクライナ侵略による燃料高騰を教訓に、原発活用で国産の脱炭素電源の確保を図る。

再生エネは、次世代太陽電池などを拡大し、引き続き主力電源とする。（以下略）

⑤ 読売新聞 2024年12月11日 ニュース記事

「103万円の壁」178万目指すことで3党合意、ガソリン暫定税率も廃止…国民は補正予算案賛成へ

自民、公明両党と国民民主党は11日、年収103万円を超えると所得税が課される「103万円の壁」を巡り、国民民主が求める178万円を目指して来年から引き上げることで合意した。ガソリン税に上乘せされている暫定税率も国民民主の主張を受け入れ、廃止で一致した。合意を踏まえ、国民民主は

2024 年度補正予算案に賛成する。予算案は 12 日に修正の上、衆院で可決される見通しだ。参院は与党が過半数を占めるため、今国会での成立が確実となった。(中略)

合意文書では、103 万円の壁について「国民民主の主張する 178 万円を目指して、来年から引き上げる」と明記した。ガソリン減税に関しては「いわゆる『ガソリンの暫定税率』は、廃止する」としたが、時期は盛り込まれなかった。

国税の所得税がかかるようになる年収 103 万円超は、基礎控除 (48 万円) と給与所得控除 (最低 55 万円) という減税措置の合計額だ。引き上げ幅や時期などは各党の税制調査会などを通じて引き続き協議する。

補正予算案を巡り、衆院で過半数を割り込む与党は、国民民主の賛成で可決する段取りを描いてきたが、国民民主は、25 年度税制改正に向けた協議で与党の対応が不十分だとして、予算案への反対を示唆していた。榛葉氏は会談後、記者団に「合意書をもって、補正予算に賛成したい」と語った。

これに関連し、自民、立憲民主両党は 11 日、立民の要求を一部反映した補正予算案の修正案を自民が提出することで合意した。予備費から 1000 億円を能登半島地震の被災地の復旧・復興に充てる内容で、自公と立民は 12 日の衆院予算委員会での採決で修正案に賛成する。予算委では政府案と修正案が可決され、本会議では内容を合わせた修正案が可決される見通しだ。予算案が国会提出後に修正されるのは 1996 年以来、28 年ぶりとなる。

⑥ 毎日新聞 2024 年 12 月 13 日 ニュース記事

同性婚認めない法制度は「違憲」 福岡高裁判決 2 審で 3 例目

同性同士の婚姻を認めていない民法や戸籍法の規定は憲法違反だとして、同性カップルが国に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、福岡高裁 (岡田健裁判長) は 13 日、幸福追求権を定めた憲法 13 条と法の下での平等を定めた憲法 14 条 1 項、個人の尊厳と両性の平等に基づいた家族法の制定を求める 24 条 2 項に違反すると判断した。13 条違反を認めたのは地高裁を通じて初めて。その上で、1 審・福岡地裁判決 (2023 年 6 月) と同様に国会が立法措置を怠ったとはいえないとして国の賠償責任は否定し、同性カップル側の控訴を棄却した。同種訴訟は全国 5 地裁に計 6 件起こされ、高裁判決は 3 件目。高裁での違憲判断は 24 年 3 月の札幌高裁判決、24 年 10 月の東京高裁判決に続いて 3 件連続となった。憲法の条文ごとの判断では、札幌高裁が憲法 14 条と婚姻の自由を保障する 24 条 1 項、24 条 2 項に、東京高裁は 14 条と 24 条 2 項に違反するとしていた。(以下略)

⑦ 朝日新聞 2024 年 12 月 13 日 ニュース記事

沖縄の少女性的暴行事件、米兵に懲役 5 年 無罪主張退ける 那覇地裁

16 歳未満の少女に対する不同意性交とわいせつ目的誘拐の罪に問われた米空軍嘉手納基地 (沖縄県) 所属の兵長ブレノン・ワシントン被告 (25) の判決公判が 13 日、那覇地裁であった。佐藤哲郎裁判長は「悪質さが際立つ」として、懲役 5 年 (求刑懲役 7 年) の実刑を言い渡した。

判決によると、被告は昨年 12 月 24 日、沖縄本島内の公園で、少女をわいせつ目的で誘って車に乗せ自宅に連れ込み、16 歳未満と知りながら同意なく性的な行為をした。不同意性交罪は、年齢が 5 歳以上離れた 13~15 歳の相手との性行為は同意の有無にかかわらず原則処罰されるため、最大の争点は被告が少女の年齢を認識していたかどうかだった。

公判で被告側は、一部の性行為は認めたものの、「少女は18歳と認識していた」「同意はあった」と無罪を主張。少女をわいせつ目的で連れ去ったことも否定した。判決は、被告にジェスチャーで年齢を伝えたとの少女の証言は防犯カメラの映像とも整合し、「十分に信用できる」と判断。さらに、少女が帰宅した際に泣いて取り乱した状況などから、同意もなかったと結論づけた。

この事件は発生時や起訴時、「プライバシー保護」を理由に県警や地検が発表せず、政府も県に伝えていなかったことが問題となった。その後、米軍関係者の事件について政府などから都道府県への連絡体制が見直された。

玉城デニー知事は判決後、記者団に「女性の人権や尊厳をないがしろにする重大かつ悪質な事件は決して許すことはできず、ましてや未成年者が被害者になるなど絶対にあってはならない。今後も（米軍や政府との）新たなフォーラムなどを通じて真に実効性のある再発防止策を議論して参りたい」と話した。

米空軍第18航空団（嘉手納基地）のニコラス・エバンス司令官は「被害者とその家族に与えた損害に心を痛めており、誠に遺憾だ。性的暴行は重大犯罪であり、米軍人の価値観を決して反映したものではない」とのコメントを発表した。

⑧ 産経新聞 2024年12月15日 主張

尹氏の弾劾可決 北の工作への警戒強めよ

一時戒厳令を宣布して韓国内で批判されている尹錫悦大統領への弾劾訴追案が、韓国国会で可決された。大統領権限は停止され韓憲法裁判所が180日以内に弾劾の是非を決める。認められれば尹氏は失職し、大統領選が実施される。弾劾手続きと並行して、内乱事件の容疑者として尹氏への捜査も進行中だ。拘束、逮捕される可能性もあり、韓国政治の混乱が続くのは必至だ。

こうした中、忘れてはならないのが北東アジアの厳しい安全保障環境である。北朝鮮は公式メディアで、韓国の戒厳令宣布について「独裁の銃剣を国民に突きつける衝撃的な事件」「韓国社会の脆弱（ぜいじゃく）性が露見」と報じた。自国の体制の優位をアピールしたかったのだろうが、独裁国家である北朝鮮にその資格はない。

韓国の前国防相は内乱の疑いで逮捕された。韓国軍の規律の緩みも指摘される。北朝鮮がこれに乗じて、SNSや韓国内に扶植したスパイを利用して世論工作を仕掛けたり、軍事挑発に走ったりする恐れがある。警戒は怠れない。

尹氏は12日の談話で「国民に危機的状況を知らせ、憲法秩序を守り回復するためだった」と戒厳令を正当化した。「弾劾であれ、捜査であれ、私は堂々と立ち向かう」と述べた。

自身の任期を与党側に一任するとしていた方針を翻し、大統領職にできる限りとどまる姿勢を示したとみられている。これにより尹氏は、早期退陣で混乱の收拾を目指した与党側とも対立することになった。14日の採決では、尹氏の強硬な態度に少なくとも12人の与党議員が弾劾への賛成に転じた。

親北左派の最大野党「共に民主党」の李在明代表は尹氏による戒厳令正当化を「国民への宣戦布告」と批判した。李氏は、次期大統領の有力候補のひとりと目されるが、公選法違反で有罪判決を受けている。半年以内に予想される上告審判決で有罪が確定すれば被選挙権を失う。尹氏が大統領にとどまる姿勢を示し、李氏が弾劾を急いだのは、次期大統領選をにらんだ政争の性格がある。

日本は韓国の政情不安が当面続くかと覚悟し、用心して外交防衛政策を進める必要がある。

⑨ 朝日新聞 2024年12月17日 ニュース記事

米兵事件の見舞金支給、最高裁で遺族が敗訴 裁判長は異例の意見

沖縄県沖縄市で米兵2人が起こした強盗致傷事件をめぐり、裁判で米兵への賠償命令が確定したのに米側が払わないため、被害者側が日本政府に見舞金の肩代わりなどを求めた訴訟の上告審で、最高裁第二小法廷（三浦守裁判長）は16日、被害者側の上告を棄却する判決を出した。「見舞金を払っていない国の対応は違法ではない」とした一、二審判決が確定した。裁判官4人全員一致の結論。ただ、検察官出身の三浦裁判長は国の対応について「被害者救済の理念に反する」などとする異例の意見をつけた。

米兵2人は2008年1月、タクシー運転手の宇良宗一（うらむねかず）さんを殴り重傷を負わせ、運賃を払わなかった。宇良さんの死後に遺族が提訴し、2人は計約2640万円の賠償責任を負ったが、米側が払った見舞金は約146万円だった。

日米両政府による「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告では、米兵らの公務外の事件事故で米側の見舞金が確定判決の賠償額に満たない場合、日本政府が差額の穴埋めに努めるとする。国はSACO見舞金として約1590万円を払う意向を示したが、支払いの遅れによる「遅延損害金」の約900万円を含めなかったため遺族側が国を提訴した。

最高裁判決は、遺族側が見舞金受け取りの承諾書を出していないため「国に支払い義務は生じていない」とした一審・那覇地裁、二審・福岡高裁那覇支部の判断を支持した。

「制度のあり方が問われる」国に注文

三浦裁判長は意見で、国の対応に賠償を命じるまでの違法性はないとする結論には賛同したものの、見舞金から遅延損害金を除外すると、被害者側の「正当な権利の実現を損なう」と言及。米軍基地が集中し、米兵らの重大な犯罪行為が繰り返されている沖縄県民の負担軽減は「国政の重要な課題だ」と指摘した上で、「被害者らが十分に救済されるよう制度の基本的なあり方が問われる」と国に注文をつけた。

⑩ 朝日新聞 2024年12月17日 ニュース記事

政策活動費全廃など政治改革3法案が衆院可決 今国会での成立確実に

政治資金規正法改正案など政治改革関連3法案は17日、衆院本会議で与野党の賛成多数で可決され、衆院を通過した。野党7党が提出した、公開の義務がない「政策活動費」の全廃法案に自民、公明両党が賛成した。自民は政策活動費を廃止する代わりに、外交の秘密にかかわる支出などを非公開にできる「公開方法工夫支出」の新設を提案していたが断念した。衆院で可決されたのは政策活動費の全廃法案の他に、政治資金全般を監視する第三者機関の設置を盛り込んだ法案(国民民主党、公明提出)、外国人・外国法人の政治資金パーティー券の購入禁止や政治資金収支報告書のデータベース化などを盛り込んだ法案(自民提出)。参院でも可決される見通しで、今国会での3法案の成立は確実になった。ただ、最大の焦点だった企業・団体献金を禁止する法案(野党4党派提出)の採決は見送られた。与野党は来年3月までに結論を得ると申し合わせている。

第 130 回運営委員会の報告

12月28日(土) 神明いきいきプラザ

出席：福田、鹿島、大西、柳澤

第130回運営委員会は、2025年1月開催予定の第11回総会の議案について議論した。総会次第及び議案は以下の通り。

完全護憲の会 第11回総会

2025年1月25日(土) 13時～

於 神明いきいきプラザ

総会次第

1. 開 会
2. 議長選出
3. 議 事
 - 1) 第1号議案 2024年度活動経過報告
 - 2) 第2号議案 2024年度会計収支報告及び会計監査報告
 - 3) 審議(質疑応答・承認)
 - 4) 第3号議案 2025年度活動計画について
 - 5) 審議(質疑応答・決定)
 - 6) 第4号議案 新役員選出
4. 議長解任
5. 閉会

第11回総会 議案

- 1) 第1号議案 2024年度活動経過報告
- 2) 第2号議案 2024年度会計収支報告及び会計監査報告
- 3) 第3号議案 2025年度活動計画について
- 4) 第4号議案 新役員選出

第1号議案 2024年度経過報告

2024年度の活動は、当会の活動方針が確立されなかったため、第10回総会が4月27日まで約3か月間延期され、年間8カ月間となった。

1. 総会・例会・勉強会の開催(2024.4.27～12.28)

第10回総会	4月27日	三田いきいきプラザ	参加者6名
第117回例会・勉強会	5月25日	新橋ばるーん	参加者4名
第118回例会・勉強会	6月22日	白金台いきいきプラザ	参加者6名
第119回例会・勉強会	7月27日	三田いきいきプラザ	参加者5名
第120回例会・勉強会	8月24日	三田いきいきプラザ	参加者6名

第 121 回例会・勉強会	9 月 28 日	新橋ばるーん	参加者 6 名
第 122 回例会・勉強会	10 月 26 日	神明いきいきプラザ	参加者 4 名
第 123 回例会・勉強会	11 月 23 日	三田いきいきプラザ	参加者 5 名
第 124 回例会・勉強会	12 月 28 日	神明いきいきプラザ	参加者 5 名

2. 運営委員会 (2024.4.27~2024.12.28)

第 122 回運営委員会	4 月 27 日	三田いきいきプラザ
第 123 回運営委員会	5 月 25 日	新橋ばるーん
第 124 回運営委員会	6 月 22 日	白金台いきいきプラザ
第 125 回運営委員会	7 月 27 日	三田いきいきプラザ
第 126 回運営委員会	8 月 24 日	三田いきいきプラザ
第 127 回運営委員会	9 月 28 日	新橋ばるーん
第 128 回運営委員会	10 月 26 日	神明いきいきプラザ
第 129 回運営委員会	11 月 23 日	三田いきいきプラザ
第 130 回運営委員会	12 月 28 日	神明いきいきプラザ

3. 緊急警告の発信 (2024.1.1~2024.12.31)

068 号 武器輸出のなし崩しの緩和を許すな	5 月 6 日
069 号 組織優先の刑事司法から脱却せよ	10 月 29 日
070 号 石破政権は日米地位協定の改定に本気で取り組み	11 月 7 日

4. 冊子の発行

シリーズNo.15『緊急警告第 4 集』 2024 年 12 月発行 実費 300 円

5. 編集会議

シリーズ 15 号発行にあたって、編集会議を 12 月 8 日、三田いきいきプラザにて開催し、全員で各頁にわたって最終校正した後、以下の内容を確認した。

- ① 総頁数は 72 頁とし、実費は 300 円とする。
- ② 冊子の送信名簿を大西委員が整理し約 290 部とする。
- ③ 印刷部数は 500 部とする。

6. 会員の状況

2024 年 4 月第 10 回総会の 80 名より、2025 年 1 月 1 日現在 79 名となっている。

7. 当会ホームページへのブログ投稿及び反戦・平和川柳投稿箱

会員、読者の皆様の投稿を選定し、随時、例会で紹介し当会ホームページ投稿箱へ掲載した。

以上

第2号議案 2024年度会計収支報告及び会計監査報告

収支報告書を現在作成中。

以上

第3号議案 2025年度活動計画について

「新しい戦前」と言われ始めてから、3～4年になる。昨年は、

- ① 防衛費を27年度にGDP比2%に増強することをめざし、24年で1.6%となり、23年度から0.2%上昇、
 - ② 沖縄・鹿児島両県にまたがる西南諸島で長射程ミサイル配備計画、日米共用の軍事基地化、民間空港の軍事利用、有事の際の九州避難計画などが進み、
 - ③ これまで禁じられていた殺傷能力のある武器輸出が容認され、
 - ④ 群馬の森や佐渡鉱山などにおける朝鮮人強制労働という加害の歴史を抹殺するなど、
- その気配はますます濃くなっている。

「新しい戦前」を「新しい戦争」にさせないこと、それは「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないように」「不斷の努力」を払うべきとする現憲法の要請である。

この要請を基本とし、以下の内容を2025年度の活動計画とする。

1. 例会・勉強会・運営委員会について

- ①毎月1回、例会・運営委員会を開催する（原則第4土曜日）。
- ②例会は、事務局報告と「政治の現況」報告を基本とする。
- ③勉強会は、「政治の現況」報告から議題を選定し当日の勉強会テーマとし、適宜、外部講師を招いて憲法問題をテーマに講演会を企画する。なお、外部講師依頼にともなう謝礼は、当会の財政状況から交通費程度を限度とする。
- ④運営委員会は、例会・勉強会終了後に開催する。運営委員会は、例会の運営方針と当会ニュース及び冊子の編集・発行について議論する。冊子の編集・発行の実務に関しては、運営委員会のもとに「編集会議」を適宜招集し、運営委員以外の会員・外部の執筆関係者の参加も可とする。
- ⑤ 例会及び講演会開催では、会場費・資料代として参加費300円をいただく。

2. 緊急警告の発信について

政治の違憲行為に対して、適宜、緊急警告を発信する。

3. 他の護憲運動との連携について

- ①当会の力量の範囲で、他の護憲運動、とりわけ草の根の護憲運動との連携・交流を図る（ホームページにおけるリンク設定を含む）。
- ②全国各地の護憲運動に注目し、当会の力量の及ぶ範囲でこれを宣伝し、行動に参加する。

4. インターネット上での発信について

- ①日々生起する憲法の違憲状況について、会のホームページ上で違憲告発（緊急警告）の発信を行う。
- ②当会ホームページへのブログ投稿や反戦・平和川柳投稿箱への投稿を募る。

5. 冊子の刊行について

- ①年2回の発行をめざす。
- ②冊子発行にあたっては適宜、運営委員会の下で編集会議を開催する。

6. これまでの刊行物の普及・販売活動に努める。

- ①憲法集会始め各種の集会に刊行物を持ち込み普及・販売活動に取り組む。
- ②会員に普及・販売活動への参加を呼びかける。

7. 財政の健全化について

- ①ニュースの郵送費が増大して当会の財政を圧迫していることから、今後も随時、Eメール送信への切り換えを進めていく。
- ②名簿の整理を行い、適正な郵送体制を確立する。
- ③印刷物の発行数を会員・読者の実態に合わせる。

以上

第4号議案 新役員選出候補（任期1年）

（候補者名）

1) 共同代表

福田玲三

2) 事務局員

福田玲三、大西喜与志

3) 運営委員

福田玲三、鹿島孝夫、草野好文、大西喜与志、大野和花、柳澤 修

4) 会計監査

滝口忠雄

以上

[目次に戻る](#)